明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農地法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**六一）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（**法務**五二五）　一
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**二六八六～二七〇五）　二
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（**経済産業**二六六）　六
○湯西川ダムの建設が完了した件（**国土交通**一四六九）　七
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**一四七〇）　七
○直轄砂防工事を施行する件（**同**一四七一）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一四七二、一四七三）　七
○登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（**同**一四七四）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**四二六）　八
○都市計画に関する件（**北陸地方整備局**一一六）　八
○道路に関する件（**中国地方整備局**一五二、一五三）　九
○道路に関する件（**四国地方整備局**一四五）　九
○道路に関する件（**九州地方整備局**一八〇、一八一）　九

〔人事異動〕
内閣　外務省　文部科学省　九

〔官庁報告〕
法　務　九
公証人任免（法務省）　九
文　教　九
日本学士院新会員の選定について（日本学士院）　九
産　業　九
日本工業規格（経済産業省）　九
労　働　九
最低賃金の改正決定に関する公示（長崎労働局最低賃金公示四）　一〇
国家試験　一〇
普及指導員資格試験合格者（農林水産省）　一〇

〔資　料〕
閣議決定等事項　一二

〔公　告〕
諸事項　一三〇
官庁
財団、国営土地改良事業計画（フモンケ・更岸）、行政手続法第十五条第三項の規定関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　三〇
会社その他

省　令

○農林水産省令第六十一号

家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）及び非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）の施行に伴い、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）」を「家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、家事事件手続法の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の農地法施行規則第十条第一項第二号の規定の適用については、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三条の規定による廃止前の家事審判法による審判の確定及び調停の成立（非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を家事事件手続法による審判の確定及び調停の成立とみなす。